

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）第105条に基づき、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月5日

香川県立丸亀病院長 伊藤 嘉信

1 入札に付する事項

- (1) 名称 令和8年度上期香川県立丸亀病院白灯油単価契約
- (2) 購入物品の規格及び数量 仕様書による
- (3) 納入場所 仕様書による
- (4) 契約期間 令和8年4月1日～令和8年10月31日
- (5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とする。特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

入札する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）抜きの1リットル当たりの単価（小数点以下第2位（銭）まで）である。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札担当課

本入札に係る担当課（以下「入札担当課」という。）は次のとおりである。

郵便番号 763-8518

香川県丸亀市土器町東九丁目291番地

香川県立丸亀病院 業務課

電話番号 0877-22-2131

ファックス 0877-22-7804

電子メール marugamebyoin@pref.kagawa.lg.jp

2 契約書作成の可否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、別添「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月24日（火）午後3時まで提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：marugamebyoin@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月12日（火）午後5時までに入札担当課等に対し文書（ファックスによる送付も可とする。）で行うこと。

回答は、令和8年3月13日（金）午後4時から令和8年3月24日（火）午後3時までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、令和8年3月13日（金）午後4時までに質問者にファックスで回答する。

5 入札及び開札

電子入札運用基準に基づき、入札及び開札を行う。

入札の際には、別添参考様式4「入札金額積算内訳書」を必ず添付すること。

(1) 電子入札システムによる入札書の提出期間

令和8年3月23日（月）午前8時30分から

令和8年3月24日（火）午後3時まで

(2) 開札の日時

令和8年3月24日（火）午後4時

(3) 開札の場所

入札担当課

6 郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）による入札の可否 否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の納付について

本入札に参加しようとする者は、下記(3)により減免された場合を除き、開札開始時間の前までに、仕様書に示した予定数量に契約をしようとする単価を乗じて得た額（※消費税等を含んだ金額なので注意すること。）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

① 開札期日の前日までに納付する場合

ア 現金で納付する場合 納付書により県の指定金融機関で納付すること。納付書は入札担当課が発行するので、申し出ること。

イ 保証金に代わる担保として、規則第 150 条に掲げる有価証券等で納付する場合 保管有価証券納付書（規則第 71 号様式）に必要な事項を記載し、有価証券等を当院の出納員に納付すること。（※規則第 150 条第 1 項第 1 号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の 100 分の 80 に相当する金額となるので注意すること。）

ウ 上記ア、イの場合、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札担当課職員に提示すること。

② 開札当日に納付する場合

入札保証金等納付書（規則第 66 号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付すること。

③ 入札保証金の還付

ア 開札当日に納付した場合は、開札終了後直ちに還付する。

イ 開札前日までに納付した場合は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第 72 号様式）を提出すること。後日還付する。

ウ 落札者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付する。

④ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えること。

(2) 契約保証金の納付について

落札者は、下記(3)により減免をされた場合を除き、仕様書に示した予定数量に契約単価を乗じて得た額（※消費税等を含んだ額なので注意すること。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。

保証金に代わる担保として、規則第 150 条に掲げる有価証券等で納付することができる。契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付する。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免について

入札保証金、契約保証金は、規則第 152 条に該当する場合は、減免することができるので減免を希望する者は、令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 3 時までに「入札保証金・契約保証金減免申請書」を提出すること。

① 入札保証金の減免要件

次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた者。なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する者で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行した者

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付すること。
- ・ 契約実績は、同一法人によるものであれば、他の支店等の実績でもよい。

② 契約保証金の減免要件

①のイの書類審査の結果、適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた者。

③ 入札保証金、契約保証金の減免の通知

入札保証金、契約保証金の減免に係る審査結果は、令和 8 年 3 月 17 日（火）午後 5 時までに文書（ファックス）により通知する。

- (4) 入札保証金、契約保証金の納付、還付、減免申請に必要な様式は、香川県のホームページに登載している。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/soumujimu/choutatu/kakusyu.html>

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされていること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されているおり、かつ、香川県内に本社（本店）を有する者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店の出荷証明等により、仕様書で指定する日時及び場所に確実に納品することができることを証明した者であること。
- (7) 本公告に示した調達物品の貯蔵所（簡易タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所を除く。）を香川県内で納入場所から半径 30 k m 以内の場所に有し、かつこの要件を満たすことを証明する書類を提出し審査に合格したものであること。この場合において入札者が中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）に基づく事業協同組合である場合には、その組合員が所有する貯蔵所を含む。

9 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。
- ア 令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 3 時までに、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。その際、別添様式 1 を添付すること。
- イ 令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 3 時までに、上記 8 の（6）及び（7）の要件を満たすことを証明する書類（別添参考様式 2, 3）を入札担当課に提出すること。なお、当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じること。
- 上記期限内に確認申請を行い審査に合格した者に限り、本入札に参加できる。
- 審査の結果は電子入札システムにより令和 8 年 3 月 17 日（火）午後 5 時までに通知する。

(2) 守秘義務

事業者（その従業員等を含む）は、香川県から提供を受けた文書、図面、データ等がある場合は、これら資料すべてについて守秘義務を負うものとし、第三者に漏らしたり、本件の入札及び契約手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用したりしてはならない。

10 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 上記8に掲げる入札参加資格がない者がした入札
- (2) 入札者等が連合して入札したと認められる場合
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合
- (4) 入札者等が同一の入札について2以上の入札をした場合
- (5) 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合（免除された事業者を除く）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、物品購入等競争入札心得（以下「入札心得」という。）等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

14 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

- (1) 入札説明書の交付は省略する。入札に参加しようとする者は、本公告9に記載のとおり一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。
- (2) 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、地方公共団体の物品等又は特定

役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、規則、規程、入札心得及び本入札公告を熟知し、遵守しなければならない。

- (3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (4) 本件は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、競争見積りの効力が生ずる。